

平成30年

第1回市議会定例会 議案第44号

函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を
定める条例（平成27年函館市条例第23号）の一部を次のように改正
する。

第3条第3項中「居宅サービス事業を行う者（以下「居宅サービス事
業者」という。）」を「指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に
規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等」に改め、同
条第4項中「介護保険施設等」を「介護保険施設、障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等」に
改める。

第5条第1項中「（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」
という。）」を削る。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「函館市地域包括支援センター
における包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（平成27年
函館市条例第28号）第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門
員」に改める。

第7条第2項中「ある」を「あり、利用者は複数の指定居宅サービス
事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同

条第 8 項とし、同条第 6 項各号列記以外の部分中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 16 条第 9 号ただし書中「ただし、」の後ろに「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師または歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(13)の 2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。

第 16 条第 14 号中「前号」を「第 13 号」に改め、同条第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(18)の 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければ

ばならない。

第16条第19号中「主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（管理者に関する経過措置）

第2条 平成33年3月31日までの間は、改正後の函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（平成27年函館市条例第28号）第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員を除く。）を改正後の条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

（提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業の管理者の資格に係る人員の基準に関する規定、指定居宅介護支援事業者が行うべき事業の内容および手続の説明等に係る運営の基準に関する規定等を整備するため